

○東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター長候補者推薦内規

〔 昭和54年4月1日 〕
制 定

改正 平成16年4月22日 平成20年7月17日
平成25年10月24日 平成26年7月17日

(目的)

第1条 この内規は、東京藝術大学部局長選考規則第12条の規定に基づき、東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター長（以下「センター長」という。）候補者の推薦その他必要な事項について定めることを目的とする。

(候補者の推薦)

第2条 音楽学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長からの要請に基づき、センター長候補者を選出し、学長に推薦する。

(投票及び推薦手続き)

第3条 センター長候補者の推薦は、投票により行う。

2 投票に関する事項は、教授会が別に定める。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、センター長候補者の推薦等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成16年4月22日から施行する。

2 この内規施行の際、現に在任するセンター長の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この内規は、平成20年7月17日から施行する。

2 東京芸術大学言語・音声トレーニングセンター長選考内規の運用に関する申合せ事項（昭和54年2月22日評議会申合せ）は廃止する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成26年7月17日から施行する。